

# BANは、シーマンのための会員制救助システムです

## 無料

## 曳航・伴走サービス

BANのレスキューネットワークは、マリーナや海事従業者等の協力によって構成され、24時間365日、乗員の安全をサポートすることを主な業務にしています。

### レスキューの流れ



洋上で航行不能になったボート・ヨットを  
最寄りの安全な係留地に  
曳航または伴走します



24時間・365日  
の安心を月々わずか  
¥1,500※から

※5トン未満の場合

### BAN救助サービスの制限

BAN救助サービス開始の依頼を受けた場合であっても、夜間、荒天、危険海域であること等の理由で人命に急迫した危険がある場合等、当該BAN救助サービスが実施できる範囲を超えていると判断されるときは、これに代わる適切な処理をとるものとする。

### BANのサービス海域

(サービス海域は距岸10海里で  
かつ電話の到達距離範囲内です)

● RS(救助船基地): 824箇所  
(2022年9月末現在)



会員募集中

☎ 0120-450-043

ホームページからも申し込みできます。 [www.kairekyo.gr.jp/ban](http://www.kairekyo.gr.jp/ban)

# BAN 会員募集中

## BAN会員の種類・資格・会費等

会員種別		入会金	年会費
<b>一般会員</b> 非営業用 小型プレジャーボート 所有の個人・法人  小型船舶免許、 JCI検査が必要な プレジャーボート	A会員 5トン未満	¥10,000	¥18,000
	B会員 5トン以上 20トン未満		¥36,000
	G会員 20トン以上 40トン未満		¥100,000
<b>特別会員</b> [本事業の趣旨に賛同される個人・法人]		—	¥50,000

## 中途入会の入会金・年会費

- ・入会金は変わりありません。
- ・年会費は、月割制をとっておりますので、入会月より年度末(3月)までの残月数分が入会時に必要な会費です。

BANの契約は4月1日から翌年3月31日までの年間契約ですが、中途入会の場合下記の通りです。

- (例)A会員(5トン未満艇)の場合  
残月数(入会月を含む)x1,500円となります
- (例)B会員(5トン~20トン未満艇)の場合  
残月数(入会月を含む)x3,000円となります
- (例)G会員(20トン~40トン未満の小型船舶)の場合  
残月数(入会月を含む)x8,400円となります

## 入会から会員資格獲得まで

### 1.入会方法

- ①BAN入会申込書に記載して郵送で申し込む
- ②ホームページから申し込む



### 2.入金方法

ご入金は、申し込みと同時に申込書に記載されている銀行口座にお振り込み下さい

### 3.会員の登録

入会申込書及び入金の確認後コンピューターに登録されます

### 4.登録後お届けするもの



### 5.会員資格等

- 会員資格は会員証を受理された時点から有効となります
- 年度単位は4月~翌年3月
- 毎年3月に更新手続きのご案内を致します

●お申し込み・お問い合わせは、救助事業部BANまたは、下記までお気軽にどうぞ。

## Q & A ご質問にお答えします。

**Q** どこまで曳航してくれるのですか？

**A** 原則として最寄りの安全な係留地までであり、ホームポートまでの曳航をお約束するものではありません。曳航した係留地での修理やそれ以降の曳航については会員の手配となり費用は自己負担となります。

**Q** BANと海上保安庁の救助はどう違うのですか？

**A** BANは、会員制による365日24時間対応するプレジャーボートの自主救助組織で、対応できるのは、機関故障等の軽易なトラブルの際の曳航救助です。火災、爆発、衝突、転覆等の人命に直接関わる事案については、海上保安庁に救助を依頼いたします。また、海上保安庁には「118」番に通報することにより直接連絡できます。なお、海上保安庁によって救助された場合には、海難調査等が実施されることになります。

**Q** プレジャーボート保険に入っていればBANは必要ないのでは？

**A** プレジャーボート保険の役割は、火災、爆発、衝突、転覆などの重大事故が発生した場合に、現状復帰に要する費用を補償することです。しかし、**保険会社は緊急事態が発生した時に救助船を手配してくれる訳ではなく**、海上保安庁や救助事業者に自分で救助を求めなければなりません。しかも、保険では軽微な故障損害の結果生じる費用は補償の対象になっていません。BANはこれら軽易なトラブルが発生した際に、人命救助を第一義として救助船の手配を行い、その曳航費用を負担する組織です。

**Q** BANの救助を受けた場合の費用はいくらですか？

**A** **BAN会員は無料です。**

(但し、座礁した艇の引き降ろし費用、漁網等にかからなかったプロペラの取り外し費用、漁網切断による賠償金などは自己負担となります)。BAN会員以外の方が、民間会社等に救助・曳航を依頼した場合は、相当の費用がかかることがあります。

**Q** 救助はどのくらいの時間で来てくれるのですか？

**A** 概ね一時間以内を目標にしていますが、救助要請時の気象・海象や時間帯などにより変動いたします。オペレーターが会員様と密に連絡を取り合います。



**救助事業部 BAN**

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

**0120-450-043**

〒231-0005 横浜市中区本町4-43 A-PLACE 馬車道9F  
TEL.045-212-9284 FAX.045-212-9343

URL <http://www.kairekyo.gr.jp/ban/>



郵送又は FAX にてお送りください。FAX 045-212-9343



# BAN 入会申し込み書

(1. 新規 2. 2隻目以上)

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 御中

私は、プレジャーボート救助事業会員規定を承認のうえ、BAN 会員の入会を申し込みます。尚、入会后、連絡先や船舶等に変更があった場合は速やかに連絡します。

協会使用欄	入力担当:	確認:
会 員 番 号		
入 会 日		
申 込 み 受 付 日		
入 金 年 月 日		
入金額: ¥	= ¥	過

申込年月日	年 月 日	会員の種類	1. 一般会員 A (5 トン未満)	2. 一般会員 B (5 トン～20 トン未満)
希望開始月日	年 月 日		3. 一般会員 G (20 トン～40 トン未満の小型船舶)	
既に BAN 会員登録済みの艇 無 有 会員番号:				

● 会員名 1. 個人 2. 法人 (会社名・代表者名<代表者の生年月日>を記入して下さい)

個人又は法人名 (代表者名まで記入)	フリガナ	生年月日	年 月 日
		経験年数	年
		小型船舶操縦免許	1 級 2 級
申し込みが法人の場合	連絡担当者: 課 様 連絡担当者 TEL:		
連絡先 (郵送物送付先)	フリガナ 〒		
電話番号		F A X	
E-mail			
勤務先名(個人の方)			
勤務先住所	〒		
勤務先電話番号			

## ● 艇の情報

船舶所有名義人		共同所有者	無・有 (共同所有者のお名前)
船検番号	—		
船名	フリガナ	船の種類	1. モーターボート 2. セールヨット
		使用確認 (チェック <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 申請艇は営業目的の船ではありません
船の長さ 総トン数	船舶検査証の長さを記入 メートル トン	最大搭載人員	人
		船体色	
船体の製造会社		購入先店名	
エンジンの種類	1. ガソリン 2. ディーゼル 3. その他 ( )	製造会社及び馬力	社 馬力 x 基
保管場所名 所在地		通信手段	携帯電話番号:
推進機		1. 船外機 2. 船内機 3. 船内外機 4. その他 ( )	

BAN を知ったきっかけを教えてください。

1. マリーナ 2. 販売店 3. 友人 4. インターネット  
5. 専門誌 6. その他 (海上保安庁、免許更新時等)

入会申し込みに関する個人情報の利用目的について

- 当協会では、個人情報に関する法令、その他規程、および当協会に定める「個人情報保護方針」を遵守し、個人情報を適切に管理します。
- ご入会に際し提供いただく個人情報は当協会業務のための事務作業、各種情報提供、会員名簿への記載などの目的で利用します。
- 当協会では、法令に定める場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

取扱代理店名

(公財)日本セーリング連盟

## プレジャーボート救助事業会員規程（抜粋）

第3条（サービス）BANに関するサービスは、次のとおりとする。

- (1) プレジャーボートが航行不能又は著しく航行が困難となった場合における曳航又は伴走
  - (2) 乗船者が行方不明になった場合における捜索
  - (3) その他協会が行うBANに関する各種の事業
- 2 前項のサービスを受けようとする者は、BANの会員の資格を取得しなければならない。
  - 3 前項の資格を取得した者（以下「会員」という。）は、第1項第1号及び第2号のサービス（以下「BAN救助サービス」という。）の開始を依頼することができるものとする。
  - 5 BAN救助サービスに要する費用の協会の負担限度額は、1件につき100万円（総トン数5トン未満）又は200万円（総トン数5トン以上）とし、その限度額を超える費用は、会員の負担とする。

第4条（会員の種類及び資格の取得）会員の種類及びその入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 日本国内に住所を有し、かつ、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の規定に基づく小型船舶のうち、非営業用モーターボート、クルーザーヨット等のプレジャーボート（以下「艇」という。）を所有する個人又は法人
- (2) 特別会員 本事業の趣旨に賛同し、協会に対する功績が著しいとして協会が承認した個人又は法人

第5条（入会手続等）BANに入会を希望する個人又は法人は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、協会若しくは協会の指定する機関に提出し、所定の期間内に一般会員にあつては入会金及び年会費を、特別会員にあつては1口以上の特別年会費を納入するものとする。

- 2 一般会員は、1艇をもって1会員とする。ただし、同一の一般会員が所有する2艇目以降の艇については、入会金を免除する。
- 4 年会費及び特別年会費の算定の期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、その期間の途中に一般会員として入会した場合は、その年会費は、月割り計算とする。
- 5 会員が前項の期間満了後も引き続き1年間会員の資格を継続する場合は、当該年度の3月20日までに翌年度の年会費の全額を納入しなければならない。翌年度以降も同様とする。

第7条（入会金・年会費の不返還）会員は、協会に対し、途中退会その他理由のいかんを問わず、納入した入会金及び年会費を一切返還請求できないものとする。ただし、BANの全部が廃止されたときは、協会は、納入済みの年会費を月割り計算により精算し、無利息で返還する。

第11条（会員資格の喪失）会員は、次の一に該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 毎年3月末日までに、翌年度の年会費を納入しなかったとき
- (2) 協会が会員からの退会届を受理し、これを承認したとき

## プレジャーボート救助事業利用規則（抜粋）

第3条（BAN救助サービスの制限）規程第3条第1項第(1)号の曳航又は伴走は、原則として最寄りの安全な係留地までとする。

- 2 協会は、規程第3条第3項のBAN救助サービス開始の依頼を受けた場合であっても、夜間、荒天、危険海域であること等の理由で人命に急迫した危険がある場合等、当該BAN救助サービスが実施出来る範囲を超えていると判断されるときは、これに代わる適切な処理をとるものとする。

第6条（会費）規程第5条第6項の入会金、年会費及び特別年会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金
  - イ．一般会員 10,000円
  - ロ．10名以上が纏まって一度に一般会員となる場合 5,000円
- (2) 年会費
  - イ．5トン未満の艇の所有者である一般会員（A会員） 18,000円
  - ロ．5トン以上20トン未満の艇の所有者である一般会員（B会員） 36,000円
  - ハ．20トン以上40トン未満の艇の所有者である一般会員（G会員） 100,000円
  - ニ．特別会員 一口 50,000円

# BAN救助事例 レポート

※救助費用は会員は無料、非会員は実費となります。  
※艇種のMBはモーターボート、CYはクルーザーヨット

## No.② 座洲 救助船2隻出動

高埼灯台 34-16.875N  
【船種】CY 【所要時間】155分 134-57.514E

【処置概要】 ■07:00 関西所在会員艇CY~ROCへ、上記位置付近にて、浅瀬に座洲し、航行不能となり救助を求めてきた。なお、海上保安庁(118)に通報するよう指導。 ■07:20 関西所在RSに救助出動を依頼、同社了承。なお、現場の状況から鑑みて状況確認用の小型船及び離洲後曳航が必要の場合に備え大型船の2隻の救助船を出動するとの連絡あり。ROC了承。 ■07:25 該船に救助船手配済みを連絡。 ■07:30 海上保安本部運用司令センターに該船の状況及び要目をFAX送信。なお、エリア管轄の海上保安部が対応するとの連絡あり。 ■07:35 海上保安部に該船の状況及び要目を連絡。なお、巡視艇が対応するとの連絡あり。 ■08:50 関西所在RS所有小型救助船及び大型救助船が、係留地から出動。 ■09:35 救助船より、該船と会合、潮位の上昇による自然離洲まで2隻とも警戒監視にあたる旨及び巡視艇が付近を警戒監視している旨の連絡あり。ROC了承。 ■11:20 救助船より、潮位が上昇したが自然離洲できず、また自力離洲も不可能なため、警戒監視しつつ該船を船固めするとの連絡あり。ROC了承。 ■12:00 救助船より、船固めが終了したので、救助船係留地向け乗員移送する旨及び他方の救助船は基地帰投する旨の連絡あり。ROC了承。 ■13:00 救助船、係留地着、救助完了。 ■13:00 他方の救助船も係留地帰着。 ■13:20 海上保安部に救助完了を連絡。(救助料:299,160円 BAN会員の為無料)

## No.④ ヨット 舵故障

神戸第1南防波堤灯台 34-38.546N  
【船種】CY 【所要時間】91分 135-13.148E

【処置概要】 ■15:09 関西所在マリナー会員艇CY~ROCへ、上記位置付近にて、舵故障により航行不能となり、投錨のうえ救助を求めてきた。 ■15:14 関西所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■15:18 該船に救助船手配済みを連絡。 ■15:40 RS所有救助船が、同マリナーから出動。 ■16:40 該船と会合、曳航準備。 ■17:00 係留マリナーに向け、曳航開始。 ■18:50 マリナー着、救助完了。(救助料:226,050円 BAN会員の為無料)

## No.⑤ ヨット 定置網に絡網 救助船2隻出動

湘南港灯台 【船種】CY 【所要時間】35分

【処置概要】 ■11:55 神奈川所在会員艇CY~ROCへ、上記位置付近にて、定置網に絡網し、航行不能となり救助を求めてきた。なお、海上保安庁(118)に通報するよう指導。 ■12:00 神奈川所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■12:05 海上保安本部運用司令センターに状況説明及び該船要目をFAX送信。なお、エリア管轄の海上保安署が対応するとの連絡あり。 ■12:08 該船に救助船手配済みを連絡。 ■12:09 RSより、該船に接近用の小型救助船と曳航用の大型救助船の2隻を出動させる旨の連絡あり。ROC了承。 ■12:10 RS所有小型救助船が、同マリナーから出動。 ■12:30 小型救助船より、該船と会合、定置網の網元が到着するまで付近警戒監視にあたる旨の連絡あり。ROC了承。

## No.① マスト折損

城ヶ島灯台 35-05.940N  
【船種】CY 【所要時間】20分 139-32.320E

【処置概要】 ■10:30 関東所在マリナー~ROCへ、当マリナー所属会員艇CYが上記位置付近にて、マストを折損し航行困難となり救助を求めてきた旨及び救助船出動の準備が整っている旨連絡あり。ROC救助出動を依頼、同社了承。 ■10:35 関東所在マリナー兼RS所有救助船が同マリナーから出動。 ■10:38 該船に状況確認及び救助船手配済みを連絡。 ■10:50 救助船から、該船と会合(位置:N35-05.870E139-32.512)、警戒監視しつつ折損したマストの揚収作業に当たる旨連絡あり。ROC了承。 ■11:05 救助船から、マストの揚収作業が終了し、該船は機走にて自力航行可能となるも、航行不安により警戒伴走にて会員係留マリナーに向かう旨連絡あり。ROC了承。 ■12:30 マリナー着、救助完了。(救助料:83,400円 BAN会員の為無料)

## No.③ ヨット ロングクルージング中 浮遊網絡める

見江島灯台 34-04.145N  
【船種】CY 【所要時間】106分 136-28.800E

【処置概要】 ■07:20 関西所在会員艇CY~ROCへ、ロングクルージング中、上記位置付近にて、無風状態のため機走中、推進器障害(プロペラに浮遊網を絡める)により航行困難となり救助を求めてきたもの。なお修理のため曳航先として中部所在ヨットハーバーを希望。ROC了承。 ■07:30 中部所在RSに該船の受け入れ及び救助出動を依頼、同社了承。 ■07:35 該船に曳航先及び救助船手配済みを連絡。 ■08:06 中部所在RS所有救助船が同ヨットハーバーから出動。 ■09:06 該船と会合(位置:N34-07.303 E136-33.528)、曳航準備。 ■09:26 中部所在ヨットハーバー向け曳航開始。 ■13:00 ヨットハーバー着、救助完了。(救助料:199,800円 BAN会員の為無料)

## No.⑥ ヨット オーバーヒート

部埼灯台 33-58.120N  
【船種】CY 【所要時間】72分 131-01.130E

【処置概要】 ■17:01 瀬戸内所在会員艇CY~ROCへ、上記位置付近にて、機関故障(オーバーヒート)により航行困難となり投錨のうえ救助を求めてきた。 ■17:20 瀬戸内所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■17:24 該船に救助船手配済みを連絡。 ■17:30 RS所有救助船が係留漁港から出動。 ■18:13 該船と会合、曳航準備。 ■18:18 会員係留マリナー向け曳航開始。 ■20:10 マリナー着、救助完了。 ■20:25 救助船、係留漁港帰着。(救助料:171,720円 BAN会員の為無料)

35-16.644N 139-29.884E

■12:50 RS所有大型救助船が、同マリナーから出動。 ■13:10 大型救助船より、該船と会合、現在付近にて海上保安署の巡視艇が警戒監視しており、定置網の網元により解網作業を実施中のため付近警戒監視にあたる旨の連絡あり。ROC了承。 ■14:40 小型救助船より、該船乗員2名を移乗し、会員係留マリナーへ移送する旨の連絡あり。ROC了承。 ■14:50 大型救助船より、網元による解網作業が終了し、該船自力航行可能なるも航行に不安があるため、会員係留マリナーに向け警戒伴走する旨及び巡視艇は離脱した旨の連絡あり。ROC了承。 ■15:00 小型救助船、係留マリナー着、救助完了。 ■16:30 大型救助船、係留マリナー着、救助完了。(救助料:134,460円 BAN会員の為無料)

## No.⑦ のり網に絡網

東播磨港二見南防波堤灯台 34-40.366N  
 [船種] MB [所要時間] 168分 134-53.458E

【処置概要】 ■09:24 関西所在マリーナ～ROCへ、同マリーナ所属会員艇MBが上記位置付近にてのり網に絡網し航行不能となり救助を求めて来た旨の連絡あり。 ■09:30 該船に状況確認し海上保安庁に通報するように指導、海上平穩を確認し救助船は解網された後自力航行不能な場合に手配する旨を連絡。該船了承。 ■11:35 該船から、網を切って解網され、網元漁船に漁港まで曳航されたが推進器に切り残った網が絡まって航行できない旨連絡あり。 ■12:50 関西所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■12:55 該船に救助船手配済みを連絡。 ■13:00 RS所有救助船が係留地から出動。 ■14:23 救助船から、一時受け入れ漁港の該船と会合(位置:N34-41.391 E134-53.268)、尚該船において海上保安庁による事情聴取が行われており、付近海域にて警戒監視しつつ曳航準備にあたる旨連絡あり。ROC了承。 ■15:06 救助船から、海上保安庁の事情聴取終了し会員係留マリーナ向け曳航開始する旨連絡あり。ROC了承。 ■19:20 マリーナ着、救助完了。(救助料:591,300円 BAN会員の為無料)

## No.⑨ 機関故障

筑前相島灯台 33-47.4N  
 [船種] MB [所要時間] 100分 130-20.6E

【処置概要】 ■13:45 九州所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて機関故障(セルは回るが機関再起動せず)により航行不能となり救助を依頼してきた。 ■14:10 九州所在RSに救助出動を依頼。同社了承。 ■14:15 該船に救助船手配済みを連絡。 ■14:40 RS所有救助船が係留地から出動。 ■15:25 該船と会合、曳航準備。 ■15:30 所属マリーナ向け曳航開始。 ■17:10 マリーナ着、救助完了。 ■17:30 救助船、係留地帰着。(救助料:154,000円 BAN会員の為無料)

## No.⑩ 夜間 燃料欠乏

柱島港来見沖防波堤灯台 34-01.817N  
 [船種] MB [所要時間] 123分 132-23.925E

【処置概要】 ■21:12 瀬戸内所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて、燃料欠乏のため航行不能となり投錨のうえ救助を求めてきた。 ■21:30 瀬戸内所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■21:32 該船に救助船手配済みを連絡。 ■21:45 RS所有救助船が定係地から出動。 ■23:15 該船と会合、曳航準備。 ■23:30 RS定係地向け曳航開始。【翌日】■01:50 定係地着、救助完了。(救助料:295,350円 BAN会員の為無料)

## No.⑪ 深夜の曳航 プロペラに浮遊物絡める

伝太郎鼻灯台 34-04.798N  
 [船種] MB [所要時間] 113分 132-27.589E

【処置概要】 ■21:07 瀬戸内所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて推進器障害(推進器に浮遊物を絡める)により航行不能となり投錨のうえ救助を求めてきた。 ■21:15 瀬戸内所在RSに救助出動を依頼。同社了承。 ■21:18 該船に救助船手配済みを連絡。 ■21:30 RS所有救助船が定係地から出動。 ■23:00 該船と会合、曳航準備。 ■23:10 RS定係地向け曳航開始。【翌日】■03:00 定係地着、救助完了。(救助料:283,800円 BAN会員の為無料)

## No.⑧ 非会員艇 機関故障

安房埼灯台 35-01.609N  
 [船種] MB [所要時間] 102分 139-37.948E

【処置概要】 ■17:08 関東所在非会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて、機関故障(セル回るも機関再起動せず)により、航行不能となり救助を求めてきた。なお、近隣のマリーナへの曳航を希望するとともに救助料の支払を確認したので救助船を手配することとした。 ■17:20 関東所在マリーナに該船の受け入れ及び救助出動を依頼。なお、受け入れは可能であるが、職員の手配が付かず救助は不可能である旨の回答有り。ROC了承。 ■17:23 関東所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■17:27 該船に救助船手配済みを連絡。 ■17:50 RS所有救助船が係留地から出動。 ■18:50 救助船から、該船と会合(35-02.820N 139-40.200E)、曳航準備。 ■18:55 受け入れマリーナへ向け、曳航開始。 ■20:13 マリーナ着、救助完了。 ■20:20 救助船、定係地帰着。(救助料:118,800円 非会員の為有料)

## No.⑫ のり網 絡網

尾張野島灯台 34-39.648N  
 [船種] MB [所要時間] 43分 136-59.414E

【処置概要】 ■13:52 中部所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて、のり網に絡網し航行不能となり、救助を求めてきた。該船に海上保安庁(118)に通報するよう指導。 ■14:08 中部所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■14:10 該船に救助船手配済みを連絡。 ■14:11 海上保安本部運用司令センターに状況説明及び該船要目をFAX送信。なお、管轄の海上保安部が、該船の曳航先に係官を派遣するとの連絡あり。 ■14:20 RS所有小型救助船が係留漁港から出動。 ■14:35 救助船から、該船と会合した旨及び網元により解網作業を実施中であるため、付近警戒監視にあたる旨の連絡あり。ROC了承。 ■15:00 救助船から、網元による解網作業が終了したが、該船は推進器に損傷があり自力航行不能なため、及び大型船のため、RS所有大型救助船を出動させ、会員艇係留地まで曳航する旨の連絡あり。ROC了承。 ■15:05 RS所有大型救助船が係留地から出動。 ■15:20 大型救助船が該船と会合、曳航準備。 ■15:25 大型救助船から、中部所在マリーナ向け曳航開始する旨、及び小型救助船は基地帰投する旨連絡あり。ROC了承。 ■15:40 小型救助船係留地帰着。 ■18:25 大型救助船会員艇係留地着、曳航救助完了。 ■19:00 大型救助船係留地着。(救助料:368,775円 BAN会員の為無料)

## No.⑬ ウィンドラス故障 アンカー揚収できず

中部国際空港南進入灯施設先端灯 34-48.672N  
 [船種] MB [所要時間] 45分 136-50.156E

【処置概要】 ■07:30 中部所在会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて揚錨機故障(揚錨中、急停止)により航行困難となり救助を求めてきた。 ■07:44 中部所在RSに救助出動を依頼、同社了承。 ■07:48 該船に救助船手配済みを連絡。 ■07:57 RS所有救助船が係留地から出動。 ■08:15 救助船から、該船と会合するもアンカーは宙吊りであり、完全に揚錨するため波の静かな中部国際空港南端まで曳航する旨の連絡あり。ROC了承。 ■08:20 救助船から、中部国際空港南端に向け曳航開始。 ■08:40 救助船から、中部国際空港南端到着(位置:34-50.661N 136-49.165N)、該船乗員により、手動にて揚錨作業を実施するため警戒監視にあたる旨連絡あり。ROC了承。 ■08:44 救助船から、該船乗員によるアンカー揚収完了、自力航行可能となり、該船船長了解のうえ救助完了とし、基地帰投する旨の連絡あり。ROC了承。 ■09:00 救助船係留地帰着。(救助料:99,825円 BAN会員の為無料)